

1 議事日程（5日目）

〔平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成19年12月18日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第82号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第83号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第84号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第85号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第86号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第87号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第88号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第89号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第90号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第91号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第92号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第93号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第94号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第95号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第15 議案第96号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第16 議案第97号 太宰府展示館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）

- 日程第17 議案第98号 太宰府市女性センターミナスの指定管理者の指定について（環境厚生
常任委員会）
- 日程第18 議案第99号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について（環境厚生常
任委員会）
- 日程第19 議案第100号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第101号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第21 議案第102号 太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第22 議案第103号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員
会）
- 日程第23 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部
を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第24 議案第105号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について（環
境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第106号 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について（環境厚生
常任委員会）
- 日程第26 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務
文教常任委員会）
- 日程第27 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（各常任委員
会）
- 日程第28 議案第108号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて（環境厚生常任委員会）
- 日程第29 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（環
境厚生常任委員会）
- 日程第30 議案第110号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 議案第111号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経
済常任委員会）
- 日程第32 議案第112号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設
経済常任委員会）
- 日程第33 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願（建設経済常任委員会）
- 日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書（環境厚
生常任委員会）
- 日程第36 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ
いて（総務文教常任委員会）

- 日程第37 発議第4号 特別委員会（みらい基金創設特別委員会）の設置について
- 日程第38 発議第5号 特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について
- 日程第39 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について
- 日程第40 議員の派遣について
- 日程第41 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	松永栄人	子育て支援 担当部長	村尾昭子
建設経済部長	富田讓	会計管理者併 上下水道部長	古川泰博
教育部長	松田幸夫	監査委員事務局長	木村洋
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	武藤三郎	福祉課長	新納照文
都市計画課長	神原稔	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	学校教育課長	松島健二

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	浅井武
書記	花田敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第16、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第16までを一括議題とします。

日程第1から日程第16までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第82号から議案第97号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、議案第82号から議案第85号の補足説明を受け、このうち太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園、太宰府市立大佐野スポーツ公園については、公募による指定管理者で、期間を平成20年4月1日から平成23年3月31日の3年間とし、それぞれ民間の業者を指定管理者とする。いきいき情報センターについては、公募によらない候補者として、これまで同様、太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするとの説明がありました。

議案第86号から議案第94号までは、太宰府市立の9つの共同利用施設でこれまで同様、各行政区の自治会を指定管理者とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするもの。

議案第95号については、太宰府市民図書館の指定管理者をこれまで同様、公募によらない候補者として太宰府市文化スポーツ振興財団とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成

22年3月31日までの2年間とするもの。

議案第96号及び議案第97号については、太宰府市文化ふれあい館を太宰府市文化スポーツ振興財団に、大宰府展示館を古都大宰府保存協会にこれまで同様、公募によらない候補者として指定管理者とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするものとの説明がありました。

委員からの質疑の主なものとして、いきいき情報センター、太宰府市文化ふれあい館、大宰府展示館を公募によらない指定管理者の候補者とした考え方とその経緯について、また指定管理者とした企業に地元雇用していただくよう要請しているのか、今後指定管理者の公募を行う際に何らかの形でNPOや市民団体が参入しやすくなれるような制度的なバックアップ等を考えてあるのか等について質疑があり、まずいきいき情報センターについては、使用形態、市民の利用の取り扱いが多岐にわたっており、太宰府市文化スポーツ振興財団の経過、実績等で判断した。太宰府市文化ふれあい館については、10年間のノウハウ、ネットワークを持っている太宰府市文化スポーツ振興財団に委託することが市民サービスにつながると判断した。大宰府展示館についても、古都大宰府保存協会に委託することがより目的に沿った管理運営ができるという判断により指定管理者に指定をしたとのことでした。

地元雇用については、現在でも地元雇用を行っており、地元雇用を優先していることを確認しているとのことでした。

また、将来的に指定管理者を指定する際、地元市内の団体等と随意契約を結んでやっていく方法も視野に入れながらやっていきたいと考えてはいるが、いつから行うとは明言はできないとの回答がありました。

そのほかにも、委員から多くの質疑がありました。

質疑を終え、討論では、議案第85号でいきいき情報センターの指定管理者について、太宰府市文化スポーツ振興財団に職員を派遣して兼務として業務を行わせているが、行政内部の職員数が定数減となっており、職員採用も行われていない中で、いつまで職員の派遣を行うのか、機構の見直しを行うことの検討を要求しての賛成討論がありました。

その他の議案についての討論はありませんでした。

採決の結果、議案第82号から議案第97号については、全議案、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第87号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第88号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第89号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第90号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第82号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第83号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第83号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第84号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第84号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第85号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第85号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第86号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第87号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第88号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第89号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第89号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第90号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第90号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第91号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第92号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第93号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第94号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定に

ついて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第94号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第95号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第95号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第96号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第96号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第18、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

日程第17及び日程第18は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第98号及び議案第99号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第98号につきましては、太宰府市女性センタールミナスの管理運営業務を行う指定管理者に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を候補者として選定したために、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由については、市長の提案理由のとおりでありましたが、委員会における補足説明において、太宰府市文化スポーツ振興財団がこれまで行ってきた管理運営面において十分な実績があること、資格取得事業、就業支援事業、趣味教養事業、男女共同参画事業など多種多様な事業を行い、市民の活動拠点の役割を果たしていること、こうした各種事業を運営していくには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績が必要であることから、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定したとのことでした。

次に、議案第99号につきましては、太宰府市立老人福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者に社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を候補者として選定したため、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由についても、市長の提案理由のとおりであります。その候補者選定の理由についても、市長の提案理由のとおりであります。委員会における補足説明において、当該団体は高齢者に対する健康増進、ふれあい、見守り等で最も深い関係がある団体であるということで、指定管理者として選定したとの説明がありました。

また同時に、この2議案については、平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）にて債務負担行為補正ということで、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間の債務負担行為としてそれぞれ追加しているとの説明を受けました。

議案第98号及び議案第99号の質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第98号及び議案第99号については、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第98号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第99号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第99号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第22まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第19、議案第100号「市道路線の廃止について」から日程第22号、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第19から日程第22までを一括議題とします。

日程第19から日程第22までは建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第100号「市道路線の廃止について」から議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第100号及び議案第101号の審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

最初に、議案第100号「市道路線の廃止について」報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は3路線です。いずれの路線も地域再生道路改良により、起点・終点が変わることから廃止され、この後に報告します議案第101号で再認定されるものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第100号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」報告いたします。

まず、北谷・御笠線は県道筑紫野・古賀線の4車線道路改良に伴い、筑紫野・古賀線を全線市道として今回認定し、道路改良工事完了後に一度全線を廃止し、県道部分と市道部分に管理区分され、市道部分を再度認定する予定になっているとのことです。

次に、半田・久保田線は通古賀地区の都市再生整備計画に基づいて整備された路線です。迎田・芹田線は佐野土地区画整理事業により一部廃止となっていた路線です。

そのほかの3路線については、議案第100号で一度廃止し、本議案で再認定するものです。

本議案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第101号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」報告いたします。

本議案については、市内の豊富な観光資源を楽しく、ゆっくり回遊できるよう滞在型観光にシフトする観点から、宿泊施設を誘致し、本市の産業観光の振興を図り、経済の活性化に結びつけるために条例制定をするもので、先進地等も参考にしながら、宿泊施設設置に対する具体的な支援方法を条文化したものと執行部から補足説明がありました。

本議案に対して委員から今後どのようなアクションを起こしていくのかとの質問に対し、今後設置の情報があれば、積極的に誘致や雇用を含め相談、協議に乗っていきたい。また、市のホームページでもお知らせしていくことや、JR太宰府駅（仮称）構想の中でも、一つの軸として進めていくとの回答でした。

また、奨励金の金額や厳しい財政の中で財源は大丈夫なのかとの質問に対しては、金額については規制にゆだねており、その年度分の固定資産税を支払っていただき、その後、5,000万円を限度に還付するとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第102号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、11月に温泉つき宿泊施設から公共下水道への接続の申し出があったが、その条例に温泉汚水の項目がなかったため、今回一般汚水とは別に温泉汚水の項目を設けて料金を設定するもので、料金については筑紫野市の料金を参考にすると執行部から補足説明がありました。

本議案に対して委員会からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第102号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第100号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第100号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変申しわけございません。通告をいたしてなくて許可をいただきました。

私は、この太宰府市ホテル等設置奨励条例については賛成をいたしますが、この条例案が市民の方々に余り内容的に理解をいただいていないような、私の方に電話が何人かからありました。今まで太宰府市としては滞在型を望み、どのように市内の活性化を図るかということで、以前からこのホテル設置を希望していたという説明をしているところですが、固定資産税のこういう奨励についてがなかなか理解がいかないようですが、やはり将来にわたっての税収にもなることですから、そのことを議会の場で明らかにしておきたいと思ひますし、また担当部にもいろんな市民の方々からいろんな一方的なそういう問い合わせもあると思ひますが、将来の太宰府市の発展のためにこういうホテル等設置奨励条例ができているということの説明もいただきたい。

それからまた、以前私もこの太宰府市に滞在型の問題で一般質問させていただいたこともありますが、将来にわたってはやはり民宿、そういうものもできれば奨励するようなですね、制度もつくっていただいて、大規模なホテルも必要ですけど、身近な民宿制度的なものにも奨励するように今後も検討課題としていただくことをお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（不老光幸議員） 日程第23、議案第104号「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第104号の審査内容と結果を報告いたします。

本議案は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の用語の改正及び削除等を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するものであるとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第104号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24と日程第25を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第24、議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」及び日程第25、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24及び日程第25を一括議題とします。

日程第24及び日程第25は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第105号及び議案第106号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第105号につきましては、筑紫地区介護認定審査会については、平成11年より設置しており、設置の段階において筑紫地区4市1町の協議により事務局を持ち回りとしており、太宰府市の担当が平成17年、平成18年度にて終了したことに伴い、今回この条例を廃止するものです。

次に、議案第106号につきましては、住居表示審査委員会の委嘱先機関について、郵政民営化法の施行に伴い、条例の整合性を図るものです。

議案第105号及び議案第106号に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第105号及び議案第106号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第105号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第106号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第26、議案第113号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第113号の審査内容と結果を報告いたします。

本議案は本年8月に人事院の給与勧告が行われ、その給与勧告に準じて条例の一部を改正するもので、若年層に限定した給料表の改定、扶養手当の500円引き上げ、勤勉手当を年間の月数で0.05カ月引き上げるものとの補足説明がありました。

質疑では、扶養手当が引き上げられる分で大体対象人員が何名で、金額が幾らになるのか、

また勤勉手当が引き上げられ、100分の75になった場合はどういう計算方式で、これが大体補正予算の中にどのくらい計上されているのかとの質疑があり、扶養手当については大体対象となる子供が約200人あり、2人子供が該当すると仮定すれば、職員は100人が該当するような形になり、金額としては111万6,000円が増額となる。

勤勉手当の改正に伴う分については、711万5,000円が増額となることを確認しました。

その他、関連した質疑を行いました。

討論では、市の職員給与費についての説明を受け、昇給が停止しているという状況の中、本当にわずかな部分での今回の人事院勧告の実施について、このようなやり方は好ましくないということをつけ加えた上での賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第113号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま委員長から、私が委員会で発言した内容を報告いただきました。9年ぶりに公務員の給与の引き上げが行われました。9年間据え置かれておりましたが、9年ぶりに引き上げられた内容については、やはり全公務員を対象とすべきところをです、一部の職員の給与の引き上げで、昇給停止になっておる部分、職員の該当者もないとか、そういう様々な問題点もありまして、私は委員会で当然給与の引き上げには賛成もしなきゃいけません、こういう格差をつけて行った人事院勧告の完全実施を行ったことについて批判をした上で委員会では賛成をしていることを改めて、委員長報告では委員会の審議内容でだれがどういう発言をしたかというのがありませんでしたから、ここで改めて私はこういう給与改定について一部分だけを引き上げ、全職員の給与の引き上げを行わなかったことについて反対という表明をした上で賛成をしておりますので、そのことを改めて本会議の場で申し述べておきたいと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第27、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各委員会に分割付託されました議案第107号について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出の主なものにつきましては、一般会計職員給与費について、人事院勧告及び10月1日付の機構改革による調整分として、給料が1,346万1,000円の減額、職員手当が1,529万3,000円の増額補正が行われております。そのうち、人事院勧告に伴うものとしては、給料が36万3,000円、その対象者が25人、扶養手当の引き上げに伴う分として111万6,000円、勤勉手当の引き上げに伴う分として711万5,000円の増額補正が行われていることを確認いたしております。

その他、10款2項1目教育費の小学校費、施設整備関係費の工事設計監理等委託料は、水城小学校管理棟の校舎の改修工事並びに水城西小学校の給食室の増設工事分として560万円、各校校舎等補修工事は来年度クラス増が見込まれる水城西小学校の教室の改修工事、国分小学校の高圧ケーブルの補修工事分として360万円がそれぞれ増額補正されております。

このほかにも、入札減等による減額補正が行われております。

歳入の主なものにつきましては、1款1項1目現年課税の市民税について、今年度から市民税の税率が一律6%となったため、歳入予算計上の予測が難しく、当初の歳入見込みから差が生じたこと、団塊の世代の退職手当課税分が増えなかったこと等により2億5,000万円が減額補正されております。

18款1項1目基金繰入金の財政調整資金繰入金について、公的資金補償金免除繰上償還対象分として2億8,465万円が増額補正されております。

債務負担行為補正では、各施設の指定管理料が計上されております。

主な質疑としては、10款2項1目の学校管理費の委託料、工事請負費について具体的にどのような委託料、工事になるのか。委託料については水城小学校管理棟校舎の耐震工事に係る設計監理委託ほか、工事請負費は、水城西小学校の教室改修工事については来年度2クラス増となる見込みのため、現在ある教室を普通教室に改修する工事、国分小学校の工事とは高圧ケーブルの補修工事となるとの説明がありました。

10款3項1目の学校管理費の中学校管理運営費の役務費の弁当配送手数料について、ランチサービスの利用見込みが少なかったため減額するものとの説明があったが、現在のオーダー数の月平均数について質疑があり、多い月で230人ほど、少ない月で160人ほどが申し込みをしており、平均すると210人程度が利用していることになるとの説明がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第107号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出では3つの事業についての補正がなされております。

その主なものとしては、8款4項2目公園事業費の公園新設関係費で、高雄公園の事業費が全額補助対象となっていることから、委託料の執行残を工事費に組み替えるとの説明がありました。

次に、歳入の補正についてです。

18款1項1目の基金繰入金の佐野土地区画整理事業基金繰入金は、保留地等の基金を事業に繰り入れるための基金であること、21款1項3目の土木債は地域再生基盤強化事業の市債が確定したために増額補正するとの補足説明がありました。

また、繰越明許費については、通古賀地区都市再生整備事業については、道路改良に伴う用地買収及び移転補償の協議に相当の時間を要したこと、高雄公園新設事業については、設計は進んでいるが、場所等を考慮して、さらに中身を検討していることから、年度内の工事が困難であるという理由で計上されております。

委員からは、さしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、議案第107号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告します。

今回の補正における主な内容は、歳出において3款1項1目国民健康保険事業特別会計の職員給与費及び出産育児一時金の補正に対する繰出金の増。

同じく2目、対象人員、利用者、回数等の減に伴う老人福祉費の減。

3目、11月からのタクシー運賃値上げによる障害者対策費の増。

4目、本年度中に地域活動支援センターの設置が見込まれないこと等による障害者自立支援費の減。

8目、納付通知書送付に係る後期高齢者医療関係費の増。

3款2項2目、対象者数増加に伴う児童手当の増。

同じく5目、医療費の増加に伴う乳幼児医療対策費の増。

4款2項2目、委託世帯数が増加したこと等による塵芥収集運搬委託料の増。

同じく3目、両筑衛生施設組合負担金確定による負担金の減などが補正されております。

歳入については、主に歳出に伴う補正となっております。

質疑では、3款1項8目の後期高齢者医療関係費での需用費、役務費の計上に関連し、納付通知書、保険証の送付以外に対象者に行政区ごととかで説明会をするのかという質問に対し、執行部から全地域的な説明会の予定はないこと、それにかえて対象者ごとにダイレクトメールでわかりやすいパンフレットを送付すること、また希望される団体や地区に対しては、出前講座という形で準備している旨の回答がありました。

3款1項2目の在宅老人対策費の緊急通報装置給付費の減額補正について、緊急通報装置の再利用により減額されたとの説明に対し、具体的に説明を求めたところ、古くなった装置は再生でき、新品であると5万3,000円ほどするところが、再生すると8,000円弱ぐらいで設置できるので、経済効果だけでなく、環境面も考慮して再利用を優先する形で取り組んでいるとの回答を得ました。

同じく2目の在宅老人対策費の給食サービス委託料で減額補正となっているが、利用者が減ったのか、当初の見込みから利用者実数が少なかったのかの説明を求めたところ、民間の給食

サービスに移行するケースがあり、手配数が減ってきたというのと、当初の見込みが若干多目であったことの2点が原因であるとの回答を得ました。

などの質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第107号の当委員会所管分につきまして、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時59分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

議案第102号の件につきまして、建設経済常任委員長の報告の中で訂正がありますので。

17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 先ほどですね、おわびと訂正をしたいと思います。

先ほどの議案第102号の委員長報告の一部を訂正させていただきます。

私は「5,000万円を限度として還付する」と報告いたしました。それを「5,000万円を限度に奨励金として交付する」と訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 田川議員からの委員長報告の訂正を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28から日程第30まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第28、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第30、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28から日程第30までを一括議題とします。

日程第28から日程第30までは環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第108号から議案第110号につきまして、審査における主な内容と結果をご報告します。

まず、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,418万7,000円の増額補正がなされており、歳出の1款総務費につきましては職員給与費の増及び高齢受給者証の差しかえに係る庶務関係費の増。

2款保険給付費につきましては、一般被保険者と退職者被保険者の高額療養費の組み替え及び出産育児一時金の増。

3款老人保健拠出金につきましては、決定通知による医療費拠出金の増。

9款諸支出金につきましては、決定通知による精算返還金の増の各増額に伴う補正であります。

歳入につきましては、歳出に伴う補正であります。

本議案に対する質疑はなく、討論もなく、議案第108号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第109号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ232万6,000円の増額補正がなされており、歳入は1款総務費につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う職員給与費の増額。

2款医療諸費につきましては、財源組み替えに伴う補正でありまして、歳入の3款県支出金につきましては、県からの負担金の追加交付に伴う補正であります。

本議案に対する質疑はなく、また討論もなく、議案第109号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につい

て」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,396万7,000円の増額補正がなされており、歳出の1款総務費につきましては、庶務関係費の国県負担金の精算返還金の増額。

2款保険給付費につきましては、財源組み替え等に伴う補正であります。

歳入につきましては、歳出に伴う補正であります。

質疑で、2款2項5目の介護予防福祉用具購入費の増額について、福祉用具の利用者が増えたとの説明があったが、どんな種類の用具が増えたかの質問に対し、執行部より、内容によっても違うが、ベッド関係、車いす関係であるとの回答を得ました。

本案に対する質疑を終了し、討論はなく、議案第110号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第109号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第110号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第109号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31と日程第32を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第31、議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第32、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第31及び日程第32を一括議題とします。

日程第31及び日程第32は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」一括してその主な内容と結果を報告いたします。

まず、議案第111号については、補正の主な内容は、財務省から借りている財政融資資金について、公的資金の補償金免除対象分について繰上償還が平成19年度からの3年間に限って許可が出されたために、5%以上の2件について7,957万7,000円を繰上償還するための補正と、浄水場の浄水業務の委託について平成20年から新たに3年間契約を行うことから債務負担行為を設定するとの説明がありました。

本案に対しては、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第111号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号についてです。補正の主なものとしては、北谷地区の下水道整備工事にかかわる補正が計上されております。これは北谷地区の下水道整備工事を平成20年度から平成22年度までの3年間を予定していたものが、このたび国庫補助額が追加されたために、平成19年度中に一部前倒しで工事を行うことになったことから、2億5,000万円計上され、その財源は国庫補助金9,000万円と建設企業債1億4,750万円となっています。

なお、この時期での計上であることから、工事については繰り越しする予定であるとのことです。

本案に対しても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第112号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

議案第111号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第112号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第33、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とします。

請願第1号は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 9月の本会議で建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、執行部からのその後の経過報告を受けました。

その内容は、9月と11月に筑紫野警察署と協議を行い、一方通行の規制はすべての車種が対象で、年間を通じて行わなければならないなど、大変難しいものであったとのこと。このため、児童・生徒の下校時間は天満宮第一駐車場を出る大型バスが左折をして、太宰府駅前交差点方向へ出る形ができないかと検討しており、これについては天満宮、商店街、地元の皆さんの理解と協力、駅前信号の通行時間など問題があるので今後協議を重ねていきたい。

通学路の安全確保については、学校長、PTA役員、五条区、五条西区の地区委員と協議をし、この道路が通学路であることを路面に表示をしてほしいとの要望が出されたので、五条か

ら学校入り口までの間に、往復計5カ所に通学路と路面標示をしたとの報告がありました。

次に、協議内容について報告いたします。

まず、大型バスの一方通行化に関しては、この請願に反対ではないが、大町地区の人と話をしたところ、ほとんどが反対とのことだから、現状のままではこの請願は無理ととらえているという意見や、クリアしないといけない問題がたくさんあるので、粘り強く了解をいただけるよう努力をお願いしたい。代案として、御笠川沿いに新しく道路をつくることはできないか。ゆめ畑の方の天満宮駐車場を大型バス専用としていただくよう天満宮に話はできないかなど、執行部に対する意見や要望が出されました。

これらの意見、要望に対し執行部から、登下校の時間帯を一方通行にすることはできないことはないが、相当の用意と準備が必要であると。また、御笠川沿いの新しい道路については、以前から市の方も構想があり、検討している。今後、可能なかどうか、総合交通計画の中に織り込むことも考えているとの回答がありました。

次に、通学路の安全確保に関しては、地元の区長さんが云々言ってもPTAが反対すれば何もできない。PTAはこの請願者になっていないので、そこら辺の地元のコンセンサスをつくるのが先ではないか。通学路を考えると学校関係者の中に入れて協議をしなければいけない。御笠川沿いを通学路にしてはどうかなどの意見が出されました。

全体的なものとしては、一番車の害を受けているのは五条地区である。何らかの方法で解決しなければならない。抜本的に改革するには相当の費用と地権者の協力が必要である。少しでもよくなる方法を引き続き考えていただきたい。住民が非常に迷惑していることと、子供たちが非常に危険な状態にさらされているので、配慮していただきたいなど執行部に対し要望が出されております。

以上、報告しました意見や要望が出尽くしたところで、委員から今後警察との協議がもっと必要であることと、天満宮や地元の協力など検討すべきことがたくさんあることから、継続審査とするのが妥当ではないかとの動議が出されました。

そこで、継続審査とすることを議題とし、採決を行いました。

その結果、請願第1号は大多数賛成で継続審査とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私、この委員会も傍聴させていただきまして、大きな内容としては、今後関係団体とのさらなる協議が必要であるということ、また時間が非常にかかる事案が多いということ、しかしながら委員会の方向性を見てみますと、やはり何らかの方法をもってこの問題は解決していかなければならないだろうということによって皆さんの御意見は一致しているように私は解釈をいたしました。したがって、紹介議員としてはこの請願の趣旨にはもう既に委員会の方向としてはご賛同いただいているものと思ひまして、この請願のもちろん趣旨には賛成、そして委員会の報告に対しては反対という立場から討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第34、請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題とします。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願の審査に入る前に、本請願の紹介議員でもある藤井委員より補足説明として、後期高齢者医療制度の問題に関し、太宰府市内の老人会会長さんのお宅を訪問したが、「そのような制度が始まることは知らなかった」というのも反応として返ってきた。「医療費が上がるのか」とか「病院にかかれなくなるのか」という不安の声が多数を占めていたという2点が挙げられました。

審査において、委員から、高齢化の進行による社会保障費の自然増が年々多額になっており、現在の少子化に歯どめがかからない以上、その時代に生まれた子供たちのために、また健康保険制度の破綻を防ぐために、一定の受益者負担はやむを得ないのではないか。また、財政



が厳しい本市の状況にあつては、現状では容認できないとの意見や、請願項目において減免制度等を検討することになると費用の発生もあり、その費用をどこから出すのかということもあり、市町村の方にも負担が厳しくなり、財政が厳しい太宰府市でもあるので、連携して見守っていくしかないとの意見が出されました。

協議が終わり、討論において、無年金で収入ゼロの場合でも、月額1,400円の保険料を払わなくてはならない。それ以外に病院にかかれば別途負担もかかってくるといったことから、問題点が多い制度であることから、国に対して当面中止、あわせて県広域連合に減免制度の導入を含めて本請願の趣旨だけは何とか採択していただきたいとの発言がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、請願第3号については賛成委員1名、反対委員4名の少数賛成により不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 所管委員会で慎重に審議をいただいたことについてはお礼を申し上げます。委員長の報告では、採決の結果、不採択となったということですが、やはり今全国自治体で9月議会、この12月議会で県議会や市町村でこの後期高齢者医療問題については中止を求める、見直しを求める決議が今300の自治体を超えました。そういう状況の中で、今委員長報告の中でこの医療費の負担が強まるというのはですね、それは今の医療の負担割合について大変な状況になるんですが、年金から天引きされた上に、医療も松竹梅という、こういう状況になるという内容も考えられますが、そういう内容が論議されたのが1点ですね。

それから、現実にはほんのわずかの年金で生活している方が滞納の場合、保険証を取り上げることにもなるという法律になっていますが、そういう内容が論議されたのかというのが2点目。

3点目は、保険料が2年ごとに見直されて、今の保険料が最終的には倍になるだろうというのを2日前の金曜日に厚生労働省が発表しました。このわずかな年金からどんどん2年ごとに見直していくという状況、それと同時に今の窓口負担が一挙にですね、1万2,000円から2万4,600円に、入院の場合は4万4,400円から6万2,100円に引き上げられるというね、年金ではもう当然払えない状況になっています。そうすると、年金から払えない。介護保険料も払えない。その上、滞納になれば保険証がもらえないような状況になるという制度になっているんですが、今日の世の中をつくっていただいて、太宰府のためにも頑張っていただいている、こういう方々に対するそういう制度だということも委員会の中で論議をいただいたのかどうか。

最後に、後期高齢者医療というのは、この太宰府の中では市長さんだけが委員であります。しかも、後期高齢者医療はもう年寄りに治療してもむだだと、だから終末医療としてできるだ

け念書をとって自宅で亡くなっていただきたいというのが後期高齢者医療の国会での答弁なんですよ。こういう後期高齢者医療に対してやはり中止を国に求めたいとか、福岡県後期高齢者医療の機関にやはり救済措置を設けていただきたいという意見書を上げてほしいということで、太宰府の市議会提出の議案第2号についても全国市長会、議長会でもそうですが、今委員長の言ったように、財政上、太宰府市の大変な負担になるので、今までの10年前の医療制度、社会保障制度を見たらわかるように、皆さん無料であった。それが1割負担になり、2割負担になり、3割負担になり、介護保険が入ってくるわ、今度は前期と後期という形で保険料が年金から天引きされるわ、行政の窓口はたまらない。その上に共済、それからそういう社会保険からも負担を後期高齢者に入れさせられる。こういう状況の実務が全部地方自治体に押しつけられて、国は補助金を削ってくるという、こういう部分になっているわけですが、こういう意見書を出したからといって、自治体から喜ばれることを太宰府市の医療の負担になる受益者負担の原則、財政上の負担があるからこれは採択できないと、そういう立場になったのか、私の意見とは全く別なんです、委員会としては私が今国会で明らかになったことを、地方自治体が大変な負担になることと、お年寄りにも大変な負担になるという問題を熱心かつ慎重に審議いただいたということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

ただいまの武藤議員の御質問に対しまして、委員会としましては本会議で紹介議員より本請願の内容について説明をいただき、また委員会において紹介議員であられる藤井委員より補足説明をいただいて、その中で慎重に審査をいただいております。そういう中で委員の方からは、ただいま申し上げましたような意見が出て、その結果、少数賛成ということで不採択という結果になっております。

以上でございます。

（19番武藤哲志議員「再質問の許可を求めます」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、今私が尋ねた制度的な内容は具体的に審議もされずに、出された紹介議員からの経過と、それから委員から出された部分と、私が提起した内容については審議をされていないということなんですね。その辺どうでしょうか、委員長さん。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

そこら辺についてはですね、各委員さんそれぞれで自己の判断の中でされての質疑、協議においてされて、その結果がこういう決定になったと私は思っております。

（19番武藤哲志議員「そうすると、太宰府の……」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） これで今2回終わって3回目。

（19番武藤哲志議員「じゃあ、わかりました。後で討論しましよ

う」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当に残念なことです。最終的にはですね、その請願をですね、最低でも継続にするぐらいの意見はなかったということですね。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） はい。そういう意見は出ておりません。先ほど報告しました意見が出ておるとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の質疑はこれで終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今所管委員会ではこの請願、後期高齢者医療制度のこういう部分については、委員会で採決の結果、不採択になったということですが、まず私はこういう後期高齢者医療制度が実施された場合、先ほど委員長さんに質疑をいたしました、窓口は大混乱が起ころでしょう。わずかな年金から保険料を天引きされてですよ、本当に大変な中ですね、太宰府市の議会がこういう請願を不採択としたという結果になってくるとですね、より一層行政としても議会は請願を採択したんですが、国はこういう制度を実施したために皆さんには大変な負担になっていると、太宰府市の議会は本当に皆さんの立場に立っていたんですがというのは、天と地の差があるわけですよ。今言ったように、お年寄りに早う言えば大変な負担をかけた上に、早く死になさい。医療もお金も本当にですね、格差をつける、そういう後期高齢者医療制度。本当にお金がないと医療も受けられない、こんな状況です。ただし、今年金で生活できる実態じゃないと思うんですよ。本当にわずかな年金で生活していこうといたって無理な話。こういう状況の中で、私はこの請願については不採択すべきでない。やはり太宰府市は多くのお年寄りの方がおられますし、今後も前期、後期という形になりますので、この請願はぜひ採択すべきだという立場で、委員長報告の不採択には反対をし、請願を採択するための討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 先ほど委員長の報告からありました委員会の中で述べたことと重複する部分もありますけども、この請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」について、この場で採択をしていただきたいという立場で討論いたします。

昨年の6月に通常国会でこの制度が法制化されまして、来年の4月から後期高齢者医療制度が実施されようとしています。しかし、先ほど武藤議員の方からもありましたけども、全く所得がなくても保険料が賦課され、無年金で収入ゼロでも福岡県では最低1,400円の保険料を払わなければならないという問題点があります。また、これまで医療制度が改正されるたびに窓口で自己負担が増え、そのたびに医療機関の受診を抑制して、最後に重症化して医療機関を受診して入院をして、結果として医療費を増やしてしまっているという悪循環も多くのところから指摘されております。高齢者の命を守る観点からも、この請願を採択していただきますようお願いいたします。討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この後期高齢者医療制度については、以下の課題についていまだ十分な議論がされずに、来年4月からの実施が決定されています。

1、高齢者に新たな負担が生じること。特に低所得者への配慮に欠けていること。

2、従来の診療報酬とは別の体系に分けられるため、高齢者は受けられる医療が制限されたり、医療内容の低下が懸念されていること。

3、保険基盤安定制度への新たな公費負担、市町村の財政的、人的負担が多くなること。

これらの点を踏まえ、現在民主党より対案が出され、政府・自民党内においても議論がまとまっていません。障害者自立支援法のと きも課題が議論されずに施行されたため、親が障害を持つ子供を殺すなど、国民の混乱を招いた後で政府は改正案を出そうとしています。後期高齢者医療制度を含む医療制度改革関連法案は昨年6月に成立しましたが、その後の参議院議員選挙において国会の構成が変わった今、再度議論が起こっている中での強行実施は障害者自立支援法のと きの二の舞になることが懸念されます。したがって、この制度についてはさらに議論を深める必要があり、現行の内容での実施については反対という考えから、請願の内容については賛成、委員会の採決結果については反対という立場での討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決します。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定をしました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午前11時56分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第35、意見書第7号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第7号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第7号については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました発議第3号について、その審査内容と結果を報告いたします。

この議案の審査については、12月7日の委員会では結論に至らず、委員会を散会し、14日の本会議散会後に改めて委員会を開き、審査を行いました。

委員会審査では、会派の調整がとれていないのではないかと感じがしており、議員全員に関係することなので、全会派の合意が必要であると考えている。また、この政務調査費の減額部分は、そもそも使っていない部分のことを言っているもので、実質的な影響はないのではないかと。まずは会派で議会改革はどうあるべきかを根本的に考える、議論していくべきであると考えている。さらに、議会改革特別委員会をまずつくって、全員で論議できるように、そういう方向性を持った方がいいと会派で話をしたなどなどの意見が出されました。

また、本議案の賛成議員からは、この政務調査費については、50%強ぐらいの執行率しかなかったものを自分たちの手で減額をし、自身がさらに研さんを重ねて、執行率が100%を超過するような状況になったときに増額するというのを検討するのが議会としてのあり方ではないか。

9月議会で提案したのは、予算編成に間に合うようにとの考えから、その時期に提案した。その後も2カ月ほどあり、十分会派で検討する時間はあったので、今会期中に結論を出す方がよいのではないかと考えているとの意見が出されました。

そして、14日の本会議散会后、再度委員会を開いた中では、これまでこの政務調査費について委員から、9月議会で継続審査となって以降、会派代表者会議、議会運営委員会、7日も委員会散会後に協議を行い、その中で発議提案を一度白紙に戻し、対案を検討するという案、そして一定の期限を設けて採決を行う案の2つの提案を行った。それを受け、全会派から前向きに、慎重に検討したいという意見が出されたが、結論には達しなかったという経過があり、もう少し時間を置きたいという意見と、採決すべきという意見で分かれている。この件については、全会派が真剣に考えていることは事実であり、結論をどうするかを委員長の判断をお願いしたいという意見、またこの意見を受け、3月議会で確実に結論を出すということで協議を続けていくことがいいのではという意見が出されました。

本議案の賛成議員からは、減額額を5,000円とした理由として、満額近く執行している会派もあったので、それに差しさわりのない程度の額が一番よいのではないかとということで決めたという説明がありました。

さらに、9月議会での継続審査となって今議会までの間、各会派でいろんな議論を深めてい

ただいたとは思いますが、そこがなかなか見えてこなかった。もし減額に賛成するのであれば、その額でよいと考えるのか、修正案があればこの12月議会に出してもらえないかと若干の期待をしていたという意見がありました。

執行部には、今12月議会で結論が出なければ、当初予算には現状の金額で予算化することとなり、その後結論が出て段階で6月に補正する、9月に補正する、あるいは決算で残った金額を繰越金という形にするなどの方法があることを確認しました。

意見を行う中で、継続審査を求める動議が出され、継続審査を求める動議を委員に諮った結果、継続審査に賛成が3名、反対が3名となり、委員会条例により委員長が可否を採決し、委員長は本議案を継続審査すべきとして、本議案は継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 提出者一同、原案可決を望んでおりましたけれども、継続審査に対し反対の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいまの委員長報告によりますと、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」は、9月議会に引き続き今議会におきましても継続審査という結果になり、我々は誠に残念でなりません。今回の政務調査費減額に関しましては、6万7,000人の市民へできるだけ早く公表し、市議会の姿勢をアピールすべきではないかと考えております。今後は合意に向け、互いに冷静な意見を交換してまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、ご理解していただけるものとたく信じております。ぜひ今議会で可決していただきますことをお願いいたしまして、継続審査に対する反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私は継続審査反対の立場から討論いたします。

（19番武藤哲志議員「ちょっと議事進行について」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、賛成、反対という討論者があれば、まず今賛成討論がありましたが、引き続き賛成討論になっておりますので、反対討論者を先に議長として討論の順位を変えていただきたいと思います。

- 議長（不老光幸議員） 今までの通告では、橋本健議員と大田勝義議員だけでございます。
- 19番（武藤哲志議員） 改めてここで反対討論があるかないかを議事進行上、議長に権限をお願いします。
- 議長（不老光幸議員） 今継続審査に反対、原案可決に賛成という討論がありましたが、継続審査に賛成の討論はございますか、ほかに。
- じゃあ、12番の大田勝義議員が討論された後にほかにありましたらお受けいたします。
- 改めまして、12番大田勝義議員。
- 12番（大田勝義議員） 私は継続審査反対の立場から討論いたします。
- この問題は9月議会で継続審査となりました。先ほど橋本議員の方から討論がありましたので、その部分は触れませんが、4月の総選挙で大きく取り上げられたのが財政問題です。第二の夕張になるのではないかと、市民の方に大きな不安を与えました。その中で、責任のとり方として、市長10%、副市長5%、教育長5%の給料の減額をされております。市民に対して大きな決断をなさいました。そこで、議会としての責任のとり方として、政務調査費の減額を太宰府新政会、太宰府市民ネット、2会派で提案をいたしました。議会改革特別委員会をつくって、その中で決めたらどうかという意見もありましたが、全国で政務調査費のあり方、使い方について大きな注目を浴びている中、ぜひ本会議で発議第3号の可決をいただけるようよろしくお願いいたします。
- 私の討論を終わります。
- 議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。
- 19番武藤哲志議員。
- 19番（武藤哲志議員） 私はこの政務調査費の問題については、本当に各全議員で論議をいたしました、また、委員長にもお願いをし、議長にもお願いをし、この9月議会から12月議会、その間にもいろいろ各会派で論議をいただきました。私は継続審査に賛成をいたしませんでした。その結果、先ほど委員長が報告したように、可否同数になり、委員長が継続審査に同意をしたために継続審査になったわけであります。議会として政務調査費の問題は、全員で調査すべきであります。そのために2つの案が出てきました。1つは、やはり期限を区切ることにについて、私はこれに賛成をしたところであります。ところが、各会派ではもう少し全員構成に基づいて継続審査すべきだと、こういう意見が議会の中で過半数を超えたわけであります。その結果、継続審査になったことについて私は承知をいたしております。
- 今回、継続審査になりましたが、やはり提出者の意見もあるということで、私は委員会で継続審査に同意しなかったために委員長の決裁になりました。こういう状況ですので、私は次回までには全員で政務調査費が一致できるようにお願いをし、私は継続審査に反対したという形での表明を行っておきたいと思っております。
- 以上です。
- 議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、発議第3号は継続審査とすることに決定しました。

(継続審査 賛成10名、反対9名 午後1時15分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第4号 特別委員会(みらい基金創設特別委員会)の設置について

○議長(不老光幸議員) 日程第37、発議第4号「特別委員会(みらい基金創設特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 発議第4号「特別委員会(みらい基金創設特別委員会)の設置について」、太宰府市議会会議規則第13条の規定により別案のとおり提出するものであります。

提出者は私、村山弘行、賛成者は中林宗樹議員、小柳道枝議員、大田勝義議員、清水章一議員、安部陽議員、佐伯修議員、田川武茂議員、武藤哲志議員であります。

本特別委員会は名称をみらい基金創設特別委員会、設置目的につきましてはまちづくりを推進するための基金を創設するため、付議事件につきましては、基金の創設に関する件でございます。

構成は20名をもって構成をし、経費につきましては予算の範囲内で行う。設置期間につきましては、基金の設置終了までとする。活動につきましては、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には、随時開催することができる、こういうふうに設置をするところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時18分)

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は、議員全員をもって構成し、基金の創設に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議員全員で構成する特別委員会は基金の創設に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指定いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

(「暫時休憩を要求します」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時38分

○議長(不老光幸議員) 再開します。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩し

ます。

13時40分から特別委員会が開催されますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後1時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時14分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

みらい基金創設特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告します。

委員長に武藤哲志議員、副委員長に原田久美子議員が決定されました。

武藤委員長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

みらい基金創設特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 前議会からこのみらい基金創設、大変論議をしまりました。今期の選挙後、このみらい基金をどのようにするのかという形で論議をしましたが、本日全員構成による特別委員会、みらい基金創設特別委員会が設置されて、先ほど議長から報告されましたように、私と原田久美子副委員長が全会一致で承認されました。また、この特別委員会委員長選任後に今後の基金条例の創設準備委員会をどうするかというのが以前から課題になっておりましたが、行政から3名、関係協会などから3名、議会から3名という形で協議会を開きまして、福廣議員、それから力丸議員、後藤議員を議会から選出をしておりますので、執行部におかれましては早急に市、協会、議会と基金条例準備委員会の協議をお願いをしたいところでありまして、ところが、私みらい基金創設特別委員会ができたときに発言をさせていただきたいというふうに思っていた内容があります。それは以前から歴史と文化の環境税とのかかわりでどうするかと、行政と業者、議会、意見の中での歴史と文化の環境税の設置になったわけですが、やはり歴史と文化の環境税をよけて通るわけにはいかないと思います。ただし、担保という問題があります。その担保もほんのわずかな金額では担保にならないと思うんです。最低10億円の基金が必要じゃないかと思うわけでありまして、その10億円を集めるためにどのように議会や行政や関係者、市民、これが一体となるかという問題がありまして、私は委員として、どのような基金があるかというふうに考えておりましたが、ここであえて議長の許可をいただいて発言をさせていただきます。

1つは、いろんなイベントをやることです。まず、大きな企業にもお願いをしなければならないと思います。西鉄二日市から太宰府駅の一般の乗客に対して1人1円、1日1万円として365万円、西鉄に寄附をお願いするとか、それからやはり寄附をいただく場合は税法上の免除処置がとれるとか、九州国立博物館、大変な入場者がありますが、独立行政法人ですが、入場税をかけることができませんが、何とか九州国立博物館の入場者に対して入場税に匹敵する金額がもらえないかどうか。それから、やはり1月生まれから12月生まれの方がおられます。この20年後のあなたにという形でタイムカプセルを、できれば20年という形で2万円、本籍記載

の住民票添付の上に、20年後にあなたの願いを届けますと書いて2,000通入れることによって4,000万円、それを1月から12月までのタイムカプセルを設置することによって4億8,000万円という部分があります。これを今のインターネットで全国に発信をすれば、それから太宰府は歴史と文化の町です。こういう状況の中で記念切手を今独自に、郵政公社になりましたから発行することもできます。また、マスコットの販売、まほろば号ができたときに、まほろば号のマスコットが全国から注文があつてなかなか手に入らないというのがありました。やはりマスコットを販売する。それから、今どこのスーパーに行っても、そういうセブンイレブンでも募金箱が置かれていますが、歴史と文化の町という形でみらい基金として募金箱を置いていただく。そして、それをやはり常に集計していただくために、ボランティアや推進員を委嘱をする。それから、太宰府市民になっていただいたときには市民証を発行するか、亡くなられたときには市長名で太宰府で亡くなられた場合は弔電を発行する。ただし、手数料はいただくと、そういう本当に様々な事業をやっていく。そして、やはり企業にも控除、そして本当に知恵を出して、むだなこともあると思うんですが、真剣にこのみらい基金というのは議会が決めただけでは実施できないという状況です。だから、これを常に歴史と文化の町、太宰府として実施していくために、議会も全力を出していきたいと思ひますし、執行部の力もかりたいし、市民の協力なしにはできませんので、私はこれを必ず担保として知恵を出し合い、汗をかき、実現させる決意ですので、ぜひ皆さんの御協力と執行部、市民にお願いをすることをこの議場からごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第5号 特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第38、発議第5号「特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） お手元に配付をいたしております発議第5号「特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について」ですが、太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出いたします。

提出者は私です。賛成者については、各会派の代表者といたしまして、小柳道枝議員、大田勝義議員、清水章一議員、安部陽議員、佐伯修議員、村山弘行議員です。

理由については、JRの駅の設置及び周辺整備についての調査研究を行うためであります。裏面を出していただきたいと思います。

この特別委員会ですが、名称についてはJR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特

別委員会としたいと思います。

設置目的としては、まちづくりを推進するためのＪＲ新駅設置及び周辺整備に関する調査研究です。

付議事件といたしましては、ＪＲ太宰府駅（仮称）の設置及び周辺整備に関する件です。

構成については、10名をもって構成いたします。これについては各会派の代表者、そしてドント方式によって選出をいただきたいと思います。

経費については、予算の範囲内です。

設置期間については、調査終了までといたします。

活動については、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合は、随時開催することができます。

約30年前、ＪＲ太宰府駅を設置するというＪＲの念書をいただき、今日まで大きな議題となっておりましたが、この特別委員会を設置していただき、太宰府発展のためにご努力いただくことをお願いし、提案いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時24分〉

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は10人の議員をもって構成し、J R太宰府駅（仮称）の設置及び周辺整備に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、10人の議員で構成する特別委員会は、J R太宰府駅（仮称）の設置及び周辺整備に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員は委員会条例第5条第1項の規定により、2番藤井雅之議員、5番後藤邦晴議員、7番橋本健議員、8番中林宗樹議員、10番小柳道枝議員、12番大田勝義議員、15番佐伯修議員、16番村山弘行議員、17番田川武茂議員、18番福廣和美議員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました10人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に村山弘行議員、副委員長に橋本健議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第39、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に中林宗樹議員、私不老光幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中林宗樹議員、私不老光幸が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選された議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第40、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第41、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましても、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後3時18分

~~~~~ ○ ~~~~~



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年2月25日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 門田直樹

会議録署名議員 小柳道枝